

東京都生涯学習審議会の概要と建議の背景・課題等

【1 東京都生涯学習審議会の概要】

(1) 根拠法令等

- 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年6月29日)第10条に基づき設置される附属機関
- 東京都生涯学習審議会条例(平成4年3月31日条例第55号)

・第1条

東京における生涯学習の振興に関し、長期的な展望に立つて、広い視野から検討するために、東京都に東京都生涯学習審議会を置く。

・第2条第1項第1号

東京都教育委員会又は東京都知事の諮問による都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議

・同項第2号

審議会は、前項第1号に規定する事項に関し必要と認める事項を教育委員会又は知事に建議できる。

→ 今期(第12期)は、建議として教育委員会に報告

(2) 審議テーマ

これからの地域コミュニティづくりに貢献する都立学校の在り方について

(3) 審議経過

令和4年1月発足～令和6年1月(17回開催)

【2 建議の背景・課題等】

(1) 建議表題

「地域・社会とともにある都立学校を目指してー都立学校公開講座の在り方を中心にー」

(2) 背景・課題等

(ア) これまでの取組

生涯学習社会の実現のため「開かれた学校づくり」を推進
昭和52年～ 運動場等を開放する都立学校施設開放事業
昭和58年～ 生涯学習の機会を提供する都立学校公開講座

(イ) 課題

- ✓ 学校教育法等の「学校教育上支障のない限り」という考え方もあり、地域の拠点としての可能性も限定的となっている。
- ✓ 施設自体が開放を前提に設計されていない。
- ✓ 公開講座を行う際に教職員に多大な負担が生じている。等

(3) 「地域とともにある学校」への期待の高まり

(ア) 2015年 中教審答申※1では、以下の考え等を提起

- ✓ 全ての学校がC・S化に取り組む
- ✓ 学校が地域と相互に連携・協働する「地域学校協働活動」の考え方

(イ) 2022年 文部科学省調査研究会報告※2

- ✓ 学校は地域コミュニティ形成の核となる等の多様な役割を担っている
- ✓ 学校と地域や社会が連携・協働し、創造的な活動を企画・立案、交流する「共創空間」を生み出す

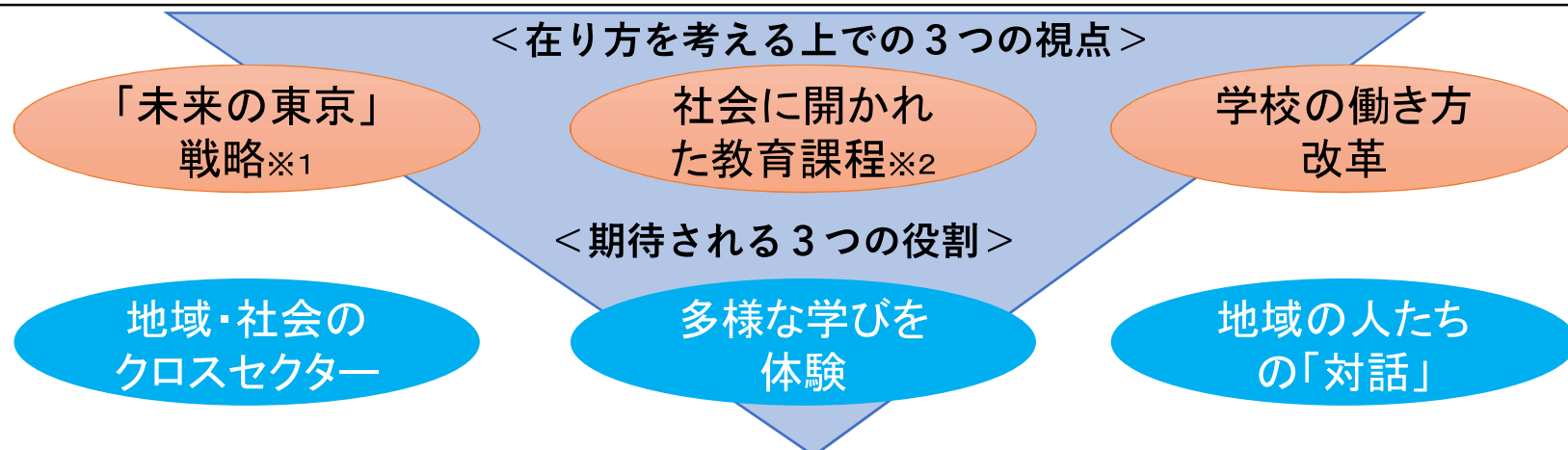
学校の「地域拠点性」に着目し公開講座の在り方を検討
現在の学校施設の実状を踏まえて短期的に取組が可能な提案

※1「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
※2「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(最終報告)」

これからの都立学校開放事業の在り方の提案

【これまでの都立学校開放事業】

- ① 都立学校公開講座 : 学校が内容を企画し、教員が講師を務め、当日の運営も実施
- ② 都立学校施設開放 : 原則として全ての学校で実施



【これからの都立学校開放事業の考え方】

公開講座 新たに3類型へ	①学校企画型 学校のニーズを踏まえて 「公開講座」実施 [企画・実施] 学校	②教育活動発展型 企業・NPO等が実施 当該学校の支援も実施 [企画・実施] NPO・企業・学校	③都民の多様な学び 合い支援型 知事部局や区市町村等と連携 [企画・実施] 都教育委員会等
	②③は、社会教育主事がコーディネートを担う		
学校施設開放	引き続き全ての都立学校で実施(中長期的には地域開放を前提とした施設を検討)		

※1: 同計画は、我々が直面している課題に正面から向き合い、目指すべき『ビジョン』(目指す2040年代の姿)とその実現に向けた『戦略』を明らかにすることを旨として策定。都立学校公開講座が寄与できる戦略視点として、▶戦略2 子供の伸びる育つ応援戦略(子供) ▶戦略4 長寿(Chojū)社会実現戦略(高齢者)▶戦略5 誰もが輝く働き方実現戦略(生涯学習)▶戦略6 ダイバーシティ・共生戦略(共生社会)▶戦略7 「住まい」と「地域」を大切に作る戦略(コミュニティ) 等が挙げられる。
 ※2: 2021年1月の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して』では、新学習指導要領の全面实施する上で、『社会に開かれた教育課程』を重視